

堺市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

堺市国民健康保険条例施行規則(昭和35年規則第2号)の一部を次のように改正する。

様式第10号(丙)から様式第10号(戊)までの規定中

「

特別徴収(年金天引き)

」を「

特別徴収

」に、
「

特別徴収(年金天引き)日

」を「

特別徴収の日

」に

改める。

様式第11号(甲)中

「

平等割軽減
旧被扶養者減免
条例減免

」を「

子ども軽減
平等割軽減
減免

」に

改める。

様式第11号(乙)から様式第11号の2(乙)までの規定中「年金天引き日」を「特別徴収の日」に、

「

平等割軽減
旧被扶養者減免
条例減免

」を「

子ども軽減
平等割軽減
減免

」に

改める。

附 則

この規則は、令和4年5月30日から施行する。